

新型コロナウイルス感染症の影響による

国民健康保険料の減免に関するQ & A

申請について

Q1：減免の申請はどのようにすればいいですか。

A1：下記(1)～(3)の方法で減額免除申請書と収入減少等申出書(以下、「申請書等」という)をご用意ください。必要事項を記入の上、添付書類とともに下記送付先にご郵送ください。なお、郵送する際は封筒に「減免書類在中」と記入してください。

送付先 〒154 - 8504

世田谷区世田谷4 - 21 - 27

世田谷区国保・年金課 資格賦課(03 - 5432 - 2331)あて

- (1) 世田谷区ホームページに申請書等のPDFファイルをアップロードしておりますので、ご自身でダウンロード、印刷してください。
- (2) 各総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンター(以下、「出張所等窓口」という)に備えおきしてある申請書等をお取りください。出張所等窓口では減免についてのお問い合わせや申請書類の提出は一切受け付けておりません。
- (3) 上記(1)(2)が難しい場合は、申請書等をご自宅に郵送いたします。資格賦課(03 - 5432 - 2331)へご連絡ください。

Q2：保険料を支払った後でも申請できますか。また、減免が決定した場合には還付されますか。

A2：対象となる期間のもので、要件に該当するようであれば減免の申請が可能です。減免が決定した段階で過払いがあれば、後日還付いたします。

必要書類について

Q3：申請書等のほかに添付する書類は何がありますか。

A3：主たる生計維持者の事業・就労等の状況によって異なります。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響による死亡

- ・ 医師による死亡診断書の写し

収入減少等申出書は提出不要です。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響による重篤な傷病

- ・ 治療期間が証明できるもの等の写し

収入減少等申出書は提出不要です。

■ **事業等の廃止**

- ・ 廃業等届出書の写し
- ・ 令和4年の収入が確認できる書類
申請時点までの帳簿、給与明細書、令和4年分源泉徴収票や確定申告書控え等の写し
- ・ 令和3年の収入と所得が確認できる書類
令和3年分源泉徴収票や確定申告書控え等の写し

■ **失業**

- ・ 退職証明書や離職票等の写し
- ・ 令和4年の収入が確認できる書類
申請時点までの帳簿、給与明細書、令和4年分源泉徴収票や確定申告書控え等の写し
- ・ 令和3年の収入と所得が確認できる書類
令和3年分源泉徴収票や確定申告書控え等の写し

■ **継続中**

- ・ 令和4年の収入が確認できる書類
申請時点までの帳簿、給与明細書、令和4年分源泉徴収票や確定申告書控え等の写し
- ・ 令和3年の収入と所得が確認できる書類
令和3年分源泉徴収票や確定申告書控え等の写し

令和3年以降に国や都道府県から支給された各種給付金や協力金等がある場合

- ・ 決定通知書や預金通帳等の写し

令和3年以降に保険金等による補填額がある場合

- ・ その金額が確認できる書類（保険契約書等）の写し

減免要件について

Q4：「世帯の主たる生計維持者」とは誰を指しますか。

A4：原則、住民票上の世帯主を指します。ただし、同一世帯内に属する世帯主以外の方が世帯の生計を維持している場合は、その方を主たる生計維持者として差し支えありません。主たる生計維持者は1人です。

Q5：令和4年の収入見込みはどのように算出すればいいですか。

A5：申請時点で収入が確定している月を参考に、ご自身で月ごとの見込みを立てていただき、令和4年1月から12月の年間の収入見込み額を算出してください。ただし、令和5年1月以降に申請される場合は、令和4年の収入見込みではなく、確定した収入

額を記載してください。

例 1) 事業は継続しているが収入が減っている。

令和 4 年 1 月から働いた月数分の合計収入額を働いた月数で割って、その金額に 12 か月をかけることで算出できます。

例 2) 退職している場合。

退職までの源泉徴収票の支払金額と退職以降 12 月までで得られそうな金額を合計します。令和 3 年中に退職して令和 4 年中の収入がない場合は、退職証明書や離職票等の写しを添付し、見込額の欄に 0 円と記載してください。

Q 6 : 事業収入における令和 3 年中所得は 0 円ですが、事業収入自体は令和 3 年よりも 10 分の 3 以上減少しています。減免対象となりますか。

A 6 : 減免対象となりません。減少する収入における前年の所得又は前年の世帯合計所得が 0 円 (又はマイナス) である場合、減免額を算出することができないためです。

Q 7 : 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入以外の収入 (雑所得や株式の配当所得等) の減少が見込まれる場合も、減免対象となりますか。

A 7 : 減免対象となりません。あくまでも事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入いずれかの収入の減少を対象とします。

Q 8 : 令和 3 年度中に新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、令和 4 年度保険料は減免対象となりますか。

A 8 : 減免対象となりません。令和 4 年 4 月 1 日以降に死亡又は重篤な傷病を負った場合に減免の対象となります。ただし、重篤な傷病を負った方で令和 4 年 3 月から 4 月にまたいで療養期間がある場合は減免の対象となります。

Q 9 : 主たる生計維持者が会社都合で退職した場合、減免対象となりますか。

A 9 : 条件によっては減免対象となります。主たる生計維持者以外の世帯員が特例対象被保険者等 (非自発的失業者) に該当している場合や、主たる生計維持者の給与収入以外で減少が見込まれる場合は減免対象となります。

督促状について

Q 10 : 減免申請をしているのにも関わらず、督促状が届きました。なぜ、届くのですか。また、支払いが困難な場合はどうすればいいですか。

A 10 : 減免申請の有無に関わらず、納期限を過ぎた場合は法律上の規定により督促状を送付します。基本的には保険料は納期限までにお支払いください。支払いが困難な場合は分割のご相談や徴収猶予の相談が可能ですので、下記担当にご連絡ください。

保険料収納課 納付相談担当

TEL 03 - 5432 - 2343